

「中間とりまとめ(素案)」に対するコメント

● 3 (5) : 国内排出量取引制度に対して

自主参加型の国内排出量取引制度の導入から始めることで経験を蓄積するとの提案は良いとしても、時間軸を持ったロードマップを提示すべきである。具体的には、自主参加型の国内排出量取引制度から始めたとしても、たとえば開始【3】年後または京都議定書が発効した場合にはその【1】年以内に、欧州連合で開始されるキャップ&トレード型の国内排出量取引制度の導入をすることをロードマップとして書き込むことが重要である。

これにより、企業サイドにも自主参加型の国内排出量取引制度を早期に参加するメリットが生まれるとともに、もっとも重要な要素として、京都議定書の目標値に対する過不足分が生じた場合に、排出者の責任や便益と確実に連動することが可能となる。仮にキャップ&トレード型の国内排出量取引制度の導入がなく、温暖化対策税の導入もないまま京都議定書が発効し、日本の目標値に対する不足分が生じた場合、最終的には国民の税金による穴埋めも想定されるため、排出企業はサボタージュすればするほど相対的に便益が得られるという「モラルの穴」が制度的に生じてしまう。

● 4 (1) : エネルギー供給サイドの対策・施策の強化に対して

▶ 石炭火力から天然ガスへの電源シフトの具体的方策

電気事業において、石炭火力の設備利用率を下げ、代わって天然ガスの設備利用率を向上させるとの施策が提案されているが、これを実現する具体的な方策が何も提案されていない。

そこで、少なくとも温暖化対策税が導入されるまでの暫定措置として、石油石炭税を現在の石炭 230 円/トン、天然ガス 840 円/トンという税率から変更し、発熱量ベースで見て逆転する程度(たとえば石炭課税を5割り増し、天然ガス課税を3割減)にしつつ税込総額をほぼ一定に保つような税率変更を行うべきである。

▶ 再生可能エネルギーに対する施策の抜本的強化

再生可能エネルギーについては、とりわけ欧州に見るとおり、地球温暖化対策の中でも短期的な実効性が期待でき、しかも経済効果のあるもっとも主要な施策であるにもかかわらず、「中間とりまとめ(素案)」に掲げられている施策がほとんど実効性を期待できない。

第1の問題は、電力分野では、新エネ利用特措法(RPS法)が逆に自然エネルギー市場を抑制している上に、同法の見直しタイミングや政策目的が大綱からずれていることである。同法で定めた2010年の新エネルギーの利用目標(1.35%)は、同じ期間に12.5%のドイツ(+8ポイント)や10%の英国(+8.3ポイント)など欧州各国や、電源設備で2010年に10%(+5ポイント)を目指す中国などと比べても、極めて低いばかりか、廃棄物発電を含む新エネとしており、進めるべき自然エネルギー(太陽光・風力・バイオマス)等は、かえって普及を妨げられる兆候が顕著¹になっており、「新エネ特別阻止法」などとも揶揄されている。さらに、導入には緩和措置が認められ、2007年までの義務量は低い伸びに抑制され2008年からようやく拡大するが、2006年に見直しされることになっているため、これも不確実な要素となっている。これを明確に指摘すべきである。

また、第2の問題として、熱利用分野において、何ら有効な施策がないまま、電力会社はその独占的な立場を利用して、環境によくないオール電化住宅などを販売促進をしているという問題もある。

こうした問題に対応して、次のような施策をすべきである。

¹ 2003年度に電力会社に公募(入札、抽選)された枠の33万kWに対して、合計204万kWもの風力事業の応募があり、しかもRPSクレジットがほとんど売れないため、33万kWも全量が完工できるかどうか、疑わしい。2004年度は九州電力が5万kWの抽選を募集しただけで、これに70万kWもの風力事業が応募している。

(1) 自然エネルギーの導入目標の見直し・引き上げ

現在の新エネルギー利用特措法は、そもそも自然エネルギーを基幹エネルギーと位置づけておらず、しかも自然エネルギーを爆発的に導入するよりもむしろ、既得権を擁護し自然エネルギーの急速な普及を抑制する制度であると言ってもよい。エネルギー供給における自然エネルギーの普及を加速させるための抜本的転換が必要とされていることは言うまでもない。

そこで、同法は施行後3年に見直し規定があるが、見直し期間を大幅に前倒しして、第2ステップより廃棄物を除き、自然エネルギーの目標値を大幅に引き上げる（廃棄物を除いて5%）とともに2020年などの中・長期目標を導入する（20%）。

(2) 温暖化対策のための追加施策として自然エネルギー固定価格買取制度の再検討

自然エネルギーを普及拡大させるためには、固定価格買取制度が有効であることは諸外国の事例からも明らかであり、仮に上記3の目標を大幅に引き上げたとしても、目標値以上の導入インセンティブを働かせることはできないが、買取制度であれば、さらなる導入の前倒し・拡大も可能である。

固定価格買い取り制度は、ドイツやスペインのように上記の目標値引き上げとの両立も不可能ではなく、追加的政策措置として導入しうる。

自然エネルギーを普及拡大させるためには、固定価格制度が確実であることは、ドイツやスペインなど欧州各国の経験からも明らかであり、日本と同じRPS制度を採用している英国やイタリアでは普及拡大に十分貢献しないだけでなく、固定価格制度が実績として費用効率的でもある。また、固定価格制度には、国内の産業育成効果があることが、経済学的にも歴史的にも実証されている。

固定価格制度は、風力発電や太陽光発電など、電源のコストに応じた買い取り価格を定め、15年～20年間の購入価格を保証するものである。電力会社（系統管理者）は、いったんその価格で購入し、回避原価を超える追加購入費用は、すべての電力供給会社が販売電力量に応じて等しい負担（すなわち消費者の負担）となるよう、年1回の調整を行う。ただし、追加購入費用には、電源開発特別会計を充てることで、当分の間は、消費者の負担増がなくても、大幅な自然エネルギーの拡大が可能となる。

仮にの目標を大幅に引き上げたとしても、RPS法では目標値以上の導入インセンティブを働かせることはできないが、固定価格制度であれば、ドイツに見られるように、さらなる導入の前倒し・拡大も可能である。固定価格制度は、欧州各国のように導入目標との両立も可能であり、追加的政策措置として導入しうる。

(3) 自然エネルギー電力の優先接続と系統の整備

自然エネルギーの中でも特に経済競争力があり短期的に有望な風力発電の急速な拡大のためには、系統に対する優先接続の原則を確立し、系統利用のルールを整備、及び系統そのものの整備が必要となるため、石特会計等を用いた系統整備を行う。

(4) 自然エネルギー熱利用制度

太陽熱利用、バイオマス熱利用などを爆発的に進めるため、導入にあたって無利子貸付制度や住宅減税(固定資産税の減免)の導入促進措置を設ける。国や自治体などの施設、学校、公営病院、公営施設や公営企業・交通、公団公社を含む公営住宅などにはガイドラインなどで率先使用を求める。

● 4 (1) : 運輸部門の対策・施策の強化に対して

交通用燃料に対して、各種のバイオ燃料への転換を促すため、バイオ燃料に対する減税措置、およびバイオ燃料ポートフォリオの導入を行う。目標値としては、欧州が目指す2010年で5.75%、2020年で20%と同程度の水準を目指す。なお、ここで対象となるバイオ燃料とは、以下の各種を指す。

- * バイオエタノール
- * バイオディーゼル
- * バイオガス
- * バイオメタノール

- * バイオ DME
- * バイオ ETBE(ethyl-tertio-butyl-ether)
- * バイオ MTBE(methyl-tertio-butyl-ether)
- * 合成バイオ燃料
- * バイオ水素
- * 植物油 (プラントオイル) →エステル化せずに利用

【参考・再掲】日本政府の「新エネルギー」に関する目標値 (増分) は国際的に見て著しく小さい

- 1992年のヨハネスブルグサミットおよびその流れを受けたボン会議では、引き続き「自然エネルギーの数値目標」が焦点のひとつであり、各国・地域の野心的な数値目標が取りざたされ、日本政府も、ボン会議の成果の一つである国際行動プログラムの中に「2010年までに1.35%の新エネルギー」(+1%の増分) という数値目標を提出した。

国・地域	原点	数値目標	増分 (ポイント)	備考
日本	0.3%('03)	1.35%('10)	1%	電力供給に占める新エネルギー電力量
欧州(一次エネ)	6%('97)	12%('10) 20%('20)	6% 14%	'97 白書。増分には大型ダムは含まない。 '20 は協議中で'07 に決定予定
欧州(電力)	13.9%('97)	22%('10)	8%	'01 指令。増分には大型ダムは含まない
ドイツ	4.5%('97)	12.5%('10) 20%('20)	8% 15.5%	01 指令。増分には大型ダムは含まない '04 政府
英国	1.7%('97)	10%('10) 15%('15)	8.3% 13.3%	'98 政府、01 指令。増分には大型ダムは含まない '04 政府
フランス	15%('97)	21%('10)	8%	01 指令。増分には大型ダムは含まない
カリフォルニア	10%('02)	20%('17)	10%	'02SB
中国(電源設備)	5%('03)	10%('10)	60GW	国際行動プログラム。小水力50GW,風力4GW,Bio6GW

- この「自然エネルギーの数値目標」とは、「今後一定の年限でどれだけ増大させるか」という増分が焦点であり、その意味において、この日本の数値目標 (増分) が著しく小さいことは明らかである。なお、数値目標には、各国・地域の状況によって、一次エネルギー、電力での比率、電源設備など異なるベースで定められているが、「増分」に焦点を当てていることは共通している。
- しかるに政府は、対外的には「2010年までに1.35%の新エネルギー」という数値目標を提出する一方で、需給部会の資料などを見ると、国内での説明では大型水力を含めた「再生可能エネルギーの絶対水準」が遜色ないとして正当化しているフシが伺えるが、増分が少ないことから目を逸らし、かつ大型ダムを混同しているという2つの点から、ミスリーディングである。

以上

地球環境局御中

大綱の評価見直しに関する中間とりまとめについて一点追加の意見を申し上げます。

7月29日

地球環境部会臨時委員・早稲田大学法学部教授
大塚直

○ 50 ページ下から 11 行目

「プラスチック類」の前に、「循環型社会形成推進基本法の施策の優先順位を踏まえつつ」という語を挿入する。

(理由)サーマルリサイクルの拡大がマテリアルリサイクルの促進を妨げる可能性があることから、廃棄物リサイクル行政と温暖化対策行政の統合・連携を図るため。

中間とりまとめに関する意見

大聖泰弘

- モーダルシフトを本格的に進めるためには、鉄道インフラに対する大規模な投資が必要であり、かなり長期的な展望が不可欠。佐川急便の例を出すと、そのまま拡大できるのではとの誤解を生むおそれがあります。

- ここでは、2008～1012年为目标年となっているが、それ以降の取り組みにも持続的に接続する対策であるべきことを全体を一貫するトーン（基調）として明示すべきでは。（駆け込み対策ではないという意味で重要）